

随意契約によることとした理由

1 件名

商店街の活性化に向けた検討支援業務

2 概要

活性化に意欲のある商店街が、商店街の抱える課題を克服し、新たに商店街の活性化に取り組むことができるよう、としポアプリを活用した事業スキームを検討する。

3 契約の相手方

(1) 所在地

東京都文京区本郷一丁目10番9号住友不動産水道橋壹岐坂ビル4階

(2) 名称

フェリカポケットマーケティング株式会社

4 随意契約の根拠規定

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

(物品売買等に係る随意契約ガイドライン「イ 法律文書により特定の相手方と契約の締結をすることが義務付けられているとき。」に該当)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号に該当

5 随意契約の理由

本事業は、としポアプリが有するとしポの運用機能や情報発信機能、地域通貨機能、商品券機能などの活用を前提としており、アプリの現有機能に関する知識を有すると共に、新たな機能を検討する能力が不可欠である。そのため、事業の実施は、としポアプリを運用する事業者のみが実施可能である。

また、当該事業者は、100を超える自治体で地域共通ポイントや地域通貨による地域課題の解決策を提案、提供してきた実績を持ち、豊富なノウハウを有していることから、本事業を実施する能力を十分に有していると考えられる。

以上を踏まえ、上記の者以外には、本事業を実施することは不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」及び物品売買等に係る随意契約ガイドライン3-(1)ーオに該当するため、同社と随意契約しようとするものである。